

平成 28 年 3 月 11 日

住宅局住宅生産課

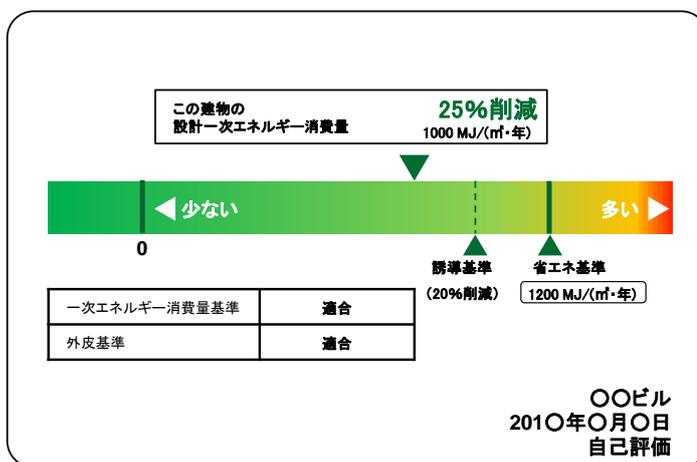
住宅・ビル等の省エネ性能表示のガイドラインを策定・公表しました

～建築物省エネ法に基づく表示制度が平成 28 年 4 月より始まります～

- 平成 27 年 7 月に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（建築物省エネ法）が公布されました。
- 本法律では、販売・賃貸事業者に対する建築物の省エネ性能の表示の努力義務が規定され、本年 4 月より施行されます。
- この度、具体的な表示方法等について定めた住宅・ビル等の省エネ性能表示のガイドラインを策定・公表しましたので、お知らせいたします。

1. ガイドラインの概要等

- ・ 建築物省エネ法第 7 条において、建築物の販売・賃貸事業者は、省エネ性能の表示に努めなければならないと規定。
- ・ 本ガイドラインでは具体的な表示方法等について提示。「第三者認証又は自己評価の別」、「基準値からの削減率（例：25%削減）」などを下図等により広告物等に表示 など
- ・ 本ガイドラインの正式名称は、「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成 28 年国土交通省告示第 489 号）」。平成 28 年 3 月 11 日公布、平成 28 年 4 月 1 日施行。

**2. 参考資料（別添資料）**

- ・ <パンフレット>住宅・ビル等の省エネ性能の表示について【別添 1】
 - ・ <参考資料>建築物の省エネ性能表示のガイドラインについて【別添 2】
 - ・ 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成 28 年国土交通省告示第 489 号）【別添 3】
- ※ 制度や支援措置等の詳細は国土交通省HP「建築物省エネ法のページ」参照。

プレスリリースに関する問い合わせ先

国土交通省住宅局住宅生産課建築環境企画室 課長補佐 宮森、係長 岩田

TEL : 03-5253-8111 (代表) 内線39464 直通 03-5253-8940